

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 5月28日22環機第448号 制 定 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">平成31年 4月 3日31環機第 3号 一部改正 令和 元年 6月28日 元環機第244号 一部改正 令和 2年 4月 1日 環機第922号 一部改正</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p style="padding-left: 2em;">この要領で使用する用語は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>キ</u> 中古機械等 「中古機械・装置の貸付けに関する基準」(平成27年4月3日27環機第354号)に定める中古機械・装置であつて、一度使用された機械・装置(以下、「機械等」という。)若しくは使用されない機械等で使用のため取引された機械等又はこれらの機械等に幾分の手入れをした機械等(建築物及び構築物を除く。)</p> <p><u>ク</u> 6次産業化 養畜の事業を行う農業者が主体となって、自ら生産した畜産物を活用した商品を開発する取組や新たな販路を開拓</p>	<p style="text-align: center;">畜産高度化支援リース事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 5月28日22環機第448号 制 定 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">平成31年 4月 3日31環機第 3号 一部改正 令和 元年 6月28日 元環機第244号 一部改正</p> <p>第1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p style="padding-left: 2em;">この要領で使用する用語は、次の通りとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 〔略〕</p> <p><u>キ</u> <u>補助残リース 国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「農畜産機構」という。)等によるこのリース事業以外の補助を受けて設置する施設を機構のリース事業により設置すること</u></p> <p><u>ク</u> 中古機械等 「中古機械・装置の貸付けに関する基準」(平成27年4月3日27環機第354号)に定める中古機械・装置であつて、一度使用された機械・装置(以下、「機械等」という。)若しくは使用されない機械等で使用のため取引された機械等又はこれらの機械等に幾分の手入れをした機械等(建築物及び構築物を除く。)</p> <p><u>ケ</u> 6次産業化 養畜の事業を行う農業者が主体となって、自ら生産した畜産物を活用した商品を開発する取組や新たな販路を開拓</p>

改正後	現 行
<p>していく取組等</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 環境リース ア～エ [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(2) 経営リース ア～イ [略]</p> <p>ウ 借受団体及び再借受者 農業協同組合連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目的とするもの（以下「団体等」という。）</p>	<p>していく取組等</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 環境リース ア～エ [略] 貸付対象施設等の範囲</p> <p><u>オ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確認するための措置</u> <u>借受者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとする。</u></p> <p><u>(ア) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知)で規定する配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について、平成30年度において数量契約を締結し、引き続き平成31年度(令和元年度)において数量契約を締結していること。</u></p> <p><u>(イ) 新たに平成31年度(令和元年度)から数量契約を締結していること。</u></p> <p><u>(ウ) 平成30年度及び平成31年度(令和元年度)のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。</u></p> <p><u>(エ) 平成30年度において数量契約を締結し、平成31年度(令和元年度)において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。</u></p> <p>(2) 経営リース ア～イ [略]</p> <p>ウ 借受団体及び再借受者 農業協同組合連合会、農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、農業の振興を目</p>

改正後	現 行
<p>は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又は、イの（イ）のaに該当する借受者に対して、直接又は転貸借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。<u>ただし、中小企業等協同組合については、肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等を再貸付する場合のみとする。</u></p> <p>(3) 食肉リース ア [略] イ 借受者の範囲等 (ア) アの（ア）及び（イ）の貸付対象施設等 a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 (a) ～ (f) [略] <u>(g) bの再借受者</u> b [略] c [略] (イ) [略]</p> <p>(4) 生乳リース ア～ウ [略]</p> <p>第2 貸付期間 1～2 [略]</p> <p>第3 貸付料 1～3 [略]</p> <p>4 貸付料の額 計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税</p>	<p>的とするもの（以下「団体等」という。）は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又は、イの（イ）のaに該当する借受者に対して、直接又は転貸借受団体等を介して、貸付施設等を再貸付けすることができるものとする。</p> <p>(3) 食肉リース ア [略] イ 借受者の範囲等 (ア) アの（ア）及び（イ）の貸付対象施設等 a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。 (a) ～ (f) [略] [新設] b [略] c [略] (イ) [略]</p> <p>(4) 生乳リース ア～ウ [略]</p> <p>第2 貸付期間 1～2 [略]</p> <p>第3 貸付料 1～3 [略]</p> <p>4 貸付料の額</p>

改正後	現 行
<p>等相当額の合計額をその基準とする。</p> <p>(1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、<u>次のア又はイのいずれかにより算出された額とする。</u></p> <p><u>ア 貸付施設等の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等にあつては、貸付施設等の取得価額から譲渡価額に当該補助金に相当する額（以下「補助金相当額」という。）を加えて得た額（以下「譲渡価額等」という。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等の借受者にあつては、その補助金相当額を(3)により計算した第1回の貸付料と併せて基本貸付料として納入するものとする。</u></p> <p><u>(5) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(6) 第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等（第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。）の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。</u></p> <p>[削る]</p>	<p>計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。</p> <p>(1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、<u>貸付施設等の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額とする。ただし、補助残リースにおいては、取得価額から補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(5) 第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等（第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。）の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。</u></p> <p><u>(6) 借受者が補助残リースにより機構から貸付施設等を借り受けた場合には、その補助金相当額を第1回の貸付料と併せて納入するものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>5～6 〔略〕</p> <p>第4 貸付施設等の譲渡 1～3 〔略〕</p> <p>第5～第8 〔略〕</p> <p>第9 貸付けの申請 1～2 〔略〕 3 貸付申請書の添付書類等 (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあつては、借受者に該当することを<u>確認できる資料</u>を添付しなければならない。 (2)～(3) 〔略〕 (4) 第2の2に基づき貸付施設等について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を別紙様式の1の1、別紙様式の1の2又は別紙様式の2の附属様式に記さなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>第10 貸付けの決定と契約の締結等 1 〔略〕 2 貸付契約の締結 (1) 〔略〕 (2) 機構は、貸付施設等の検収（第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付申請者に<u>通知</u>するものとする。</p>	<p>5～6 〔略〕</p> <p>第4 貸付施設等の譲渡 1～3 〔略〕</p> <p>第5～第8 〔略〕</p> <p>第9 貸付けの申請 1～2 〔略〕 3 貸付申請書の添付書類等 (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあつては、借受者に該当することを<u>証する書面</u>を添付しなければならない。 (2)～(3) 〔略〕 (4) 第2の2に基づき貸付施設等について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を記した申請書を添付しなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p> <p>第10 貸付けの決定と契約の締結等 1 〔略〕 2 貸付契約の締結 (1) 〔略〕 (2) 機構は、貸付施設等の検収（第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、<u>貸付契約書1部</u>を貸付申請者に<u>送付</u>するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(3) ~ (4) [略] 3 ~ 6 [略]</p> <p>第11 ~ 第12 [略]</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、<u>年9.0%</u>、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については、<u>年8.9%</u>、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに締結した契約については、<u>年8.9%</u>、<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%として算定する。</u></p> <p>その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p>第14 [略]</p>	<p>(3) ~ (4) [略] 3 ~ 6 [略]</p> <p>第11 ~ 第12 [略]</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 [略]</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約については、9.0%とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については8.9%とし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに締結した契約については、8.9%として算定する。</p> <p>その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p>第14 [略]</p>

改正後	現 行
<p>第15 雑則</p> <p>1 帳簿の備付け</p> <p>(1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿及び関係書類を備え、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>第15 雑則</p> <p>1 帳簿の備付け</p> <p>(1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿を備え、<u>当該貸付施設等の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し</u>、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>

改正後			現 行		
別表 1			別表 1		
貸付施設等及びその貸付期間 環境リース			貸付施設等及びその貸付期間 環境リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17	ふん尿処理施設	堆肥舎、堆肥舎（屋根掛け）、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として金属製のもの）	14		発酵舎（主として金属製のもの）	14
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8		貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14		ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5		ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 切り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7	切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 切り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

改正後			現 行		
(2) 衛生関連施設等			(2) 衛生関連施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
死亡家畜による 病原体伝播の防 止に必要な施設 等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等	7	死亡家畜による 病原体伝播の防 止に必要な施設 等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等	7
衛生管理区域に 立ち入る車両の 消毒や衛生管理 区域内にある畜 舎頭の消毒に必 要な施設等	車両消毒槽 (主としてコンクリート製の もの)	17	衛生管理区域に 立ち入る車両の 消毒や衛生管理 区域内にある畜 舎頭の消毒に必 要な施設等	車両消毒槽 (主としてコンクリート製の もの)	17
	噴霧器 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機 等	7		噴霧器 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機 等	7
野生動物頭から の病原体の侵入 防止に必要な施 設等	防鳥ネット	5	野生動物頭から の病原体の侵入 防止に必要な施 設等	防鳥ネット	5
	防獣柵等 (主として金属製のもの)	<u>14</u>		防獣柵等 (主として金属製のもの)	<u>7</u>
	防獣柵等 (主として木造のもの)	5		防獣柵等 (主として木造のもの)	5
注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。			注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。		
2 繰り返し作業機については、堆肥舎等との同時申請の場合に限るものとし、繰り返し作業機のみでの申請は認めないこととする。			2 繰り返し作業機については、堆肥舎等との同時申請の場合に限るものとし、繰り返し作業機のみでの申請は認めないこととする。		
3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。			3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。		

改正後			現 行		
別表2 貸付施設等及びその貸付期間 経営リース (1) 家畜ふん尿処理施設等			別表2 貸付施設等及びその貸付期間 経営リース (1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	17	ふん尿処理施設	たい肥舎、たい肥舎（屋根掛け）、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	14		発酵舎、たい肥置き場、副資材置き場（主として金属製のもの）	14
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8		貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属製のもの）	14		ふん尿処理施設用屋根（主として金属製のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5		ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、 <u>ホイールローダー</u>	7	運搬用機具	フロントローダー、 <u>フォークリフト</u> 、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7
	トラック	5		トラック	5

改正後			現 行		
	ダンプカー、軽自動車、 <u>フォークリフト</u>	4		ダンプカー、軽自動車	4
散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7	散布機	マニアスプレッダー、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉砕機、成型圧縮機	7	作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉砕機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器	7
(2) 飼料の生産、給与等施設等			(2) 飼料の生産、給与等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17	飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14		飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8		飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14		飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5		飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、バールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7	飼料作物生産・調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッダー、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、バールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7

改正後			現 行		
飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、 <u>餌寄せロボット</u>	7	飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7	運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5		トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、 <u>フォークリフト</u>	4		ダンプカー、軽自動車	4
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器	7
(3) 家畜飼養管理等施設等			(3) 家畜飼養管理等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜飼養管理 施設	簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	1 7	家畜飼養管理 施設	簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	1 7
	簡易畜舎 (主として金属製のもの)	1 4		簡易畜舎 (主として金属製のもの)	1 4
	簡易畜舎 (主として木製のもの)	5		簡易畜舎 (主として木製のもの)	5
	畜舎屋根 (主として金属製のもの)	1 4		畜舎屋根 (主として金属製のもの)	1 4
	畜舎屋根 (主として木製のもの)	5		畜舎屋根 (主として木製のもの)	5
家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置 (搾乳ロボット)、哺乳ロボット、 <u>バルククーラー</u> 、 <u>バルククーラー</u> の洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、 <u>細霧装置</u> 、秤量機、発情発見機、 <u>分娩監視装置</u> 、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、 <u>検卵・洗卵装置</u> 、エコフィード給餌システム	7	家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルククーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、 <u>エコフィード給餌システム</u>	7

改正後			現 行				
	コンピューター	4		コンピューター	4		
	プリンター、ハンディターミナル	5		プリンター、ハンディターミナル	5		
家畜・卵運搬用機械	トラック	5	その他	太陽光発電システム関連機器	7		
その他	太陽光発電システム	7					
(4) 6次産業化に関する施設等			(4) 6次産業化に関する施設等				
項 目	品 目		貸付期間 (年)	項 目	品 目		貸付期間 (年)
畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器	ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセージ製造関連機械	10	畜産物の加工用設備	食肉加工品製造機器	ハム製造関連機械、ベーコン製造関連機械、ソーセージ製造関連機械	10
	乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10		乳製品製造機器	バター製造関連機械、チーズ製造関連機械、アイスクリーム製造関連機械、ヨーグルト製造関連機械、菓子製造関連機械	10
	鶏卵加工品製造器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10		鶏卵加工品製造器	鶏卵加工品製造関連機械、菓子製造関連機械	10
製品保管用機械・装置	ストッカー		6	製品保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機と一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍庫一体型)		6
	非冷ショーケース、製品保管用棚(陳列棚)		8		非冷ショーケース、製品保管用棚(陳列棚)		8

改正後			現行		
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却器、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型) 冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却器、冷却装置	9
経営管理用機械	コンピューター	4	経営管理用機械	コンピューター	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表を準用したものである。</p> <p>2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項(友情リース用)(平成25年4月25日25環機208号)の2の(1)のエで定めるものに限る。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>			<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表を準用したものである。</p> <p>2 簡易畜舎については、畜産高度化支援リース事業留意事項(友情リース用)(平成25年4月25日25環機208号)の2の(1)のエで定めるものに限る。</p> <p>3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p>		

改正後			現 行		
別表 3			別表 3		
食肉リース			食肉リース		
(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等			(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6	保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8		非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型) 冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型) 冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調整用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	食肉調整用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9	総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4	車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍	5		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍	5

改正後			現 行		
	車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車			車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	
計量用機械	自動計量機	5	計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピュータ	4	経営管理用機械	コンピュータ	4
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置（小型）、脱臭装置（大型）、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10		貯留槽（FRP）、浄化槽（FRP）	10
その他	ショベルローダー	7	その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4		室内運搬機	4
	シンク、作業台	5		シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6		作業場用空調機	6
	飲食店用機械	8		飲食店用機械	8
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9
(2) ~ (3) [略]			(2) ~ (3) [略]		
別表4 [略]			別表4 [略]		

改正後

現行

別紙様式の1の1～別紙様式1の2 [略]

別紙様式の1の1～別紙様式1の2 [略]

様式1号-1

様式1号-1

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リース）

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リース）

1. [略]

1. [略]

2. 貸付申請施設等

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地：所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況：農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法(いずれか○)	年1回払い、年4回払い			
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか○) 実施要領第3の4の(2)の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地：所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況：農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付料の納入方法(いずれか○)	年1回払い、年4回払い			
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか○) 実施要領第3の4の(2)の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付資料】 [略]

【添付資料】 [略]

改正後	現 行
<p>[削る]</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">配合飼料価格安定制度加入に関する申告書 (環境リース)</p> <p>一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">借受者 (申告者) 住 所 法人名 氏名又は法人の代表者名</p> <p>私は、平成31年度畜産高度化支援リース事業のうち畜産環境対策事業の貸付申請をするに当たり、畜産高度化支援リース事業実施要領の第1の2の(1)のオの規定に基づき、配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記のとおり申告します。</p> <p>また、本申告に虚偽があった場合には、貸付申請の受理の取消し頭の見直しを受けることを承諾します。</p> <p>なお、一般財団法人畜産環境整備機構が配合飼料価格安定制度における基本契約の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することに同意します。</p> <p>※以下の項目のうち、該当するいずれか一つの項目について□にチェック、又は■にしてください。(また、その内訳について①及び②について、必要に応じてご記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 1 私は、平成30年度において配合飼料価格安定制度の数量契約を締結し、引き続き令和元年度(平成31年度)において数量契約を締結しています。 (「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料係有安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する令和元年度(平成31年度)の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。) ⇒①、②を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 2 私は、あらたに令和元年度(平成31年度)から配合飼料価格安</p>

改正後	現 行
	<p>定制度の数量契約を締結します。 <u>（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料係有安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する令和元年度（平成31年度）の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。）</u> ⇒①、②を記入</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 3 私は、平成30年度及び令和元年度（平成31年度）のいずれも、<u>配合飼料価格安定制度の数量契約を締結していません。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 4 私は、平成30年度において<u>配合飼料価格安定制度の数量契約を締結していましたが、別添の理由により、令和元年度（平成31年度）の数量契約を締結していません。</u> <u>（自給飼料への転換、令和元年度（平成31年度）に配合飼料価格安定制度の数量契約を締結しなかった理由を記載した理由書を、この申告書に添付してください。）</u> ⇒①、②を記入</p> <p>① <u>配合飼料価格安定基金の契約署名等（貸付申請者と同じ場合は、記入不要。）</u></p> <p><u>（個人経営者の場合）</u> ・住 所： _____ ・氏 名： _____ 印</p> <p><u>（法人経営の場合）</u> ・所在地： _____ ・法人名： _____ ・代表者名： _____ 印</p> <p><u>注：配合飼料価格安定基金における契約書上の指名、住所等をご記入ください。</u></p>

改正後	現 行									
	<p data-bbox="1131 276 1870 300">② 配合飼料価格安定基金の加入状況（該当する欄に○をご記入ください。）</p> <table border="1" data-bbox="1736 335 1998 466"> <thead> <tr> <th data-bbox="1736 335 1868 367">H30 年度</th> <th data-bbox="1868 335 1998 367">R 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 367 1713 395">(一社) 全国配合飼料供給安定基金（全農基金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 395 1713 424">(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 424 1713 453">(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金（商系基金）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H30 年度	R 元年度	(一社) 全国配合飼料供給安定基金（全農基金）		(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）		(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金（商系基金）	
H30 年度	R 元年度									
(一社) 全国配合飼料供給安定基金（全農基金）										
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）										
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金（商系基金）										

改正後

現 行

様式1号-2

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リースのうち、と畜場）

様式1号-2

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（環境リースのうち、と畜場）

1. 〔略〕

1. 〔略〕

2. 貸付申請施設等

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか×○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地: 所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況: 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無: 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法(いずれか×○)	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか×○) 実施要領第3の4の(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付資料】 〔略〕

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか×○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地: 所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況: 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無: 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付料の納入方法(いずれか×○)	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか×○) 実施要領第3の4の(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付資料】 〔略〕

改正後

現 行

様式2号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース）

様式2号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース）

1. 〔略〕

1. 〔略〕

2. 貸付申請施設等

2. 貸付申請施設等

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか×○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地：所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況：農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付期間の短縮又は延長の理由				
貸付料の納入方法(いずれか×○)	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか×○) 実施要領第3の4の(2)のイの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付資料】 〔略〕

貸付対象施設等の名称				合計
本体(取得)価額(円単位)	円	円	円	円
消費税額(円単位)	円	円	円	円
合 計(円単位)	円	円	円	円
備考欄				
販売業者	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者名				
施設等設置場所(車両の保管場所)				
車両ナンバー登録の有無(いずれか×○)	有・無	有・無	有・無	
事業地について *建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地：所有地 借地(借地期限 年 月)			
	イ. 現在の状況：農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年月日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無： 無 ・ 有 ⇒貸付施設ひ権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→年	年→年	年→年	年→年
貸付料の納入方法(いずれか×○)	年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(オ)のいずれか×○) 実施要領第3の4の(2)のイの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。				

【添付資料】 〔略〕

改正後

現行

別紙3号

貸付申請者の経営状況等及び貸付新線施設等（食肉リース）

別紙3号

貸付申請者の経営状況等及び貸付新線施設等（食肉リース）

1. [略]

1. [略]

2. 貸付施設等

2. 貸付施設等

貸付施設等の名称					合計
本体(取得)価額(円単位)		円	円	円	円
消費税等(円単位)		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者名					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分(いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所(車両の保管場所)					
車両ナンバー登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	
貸付期間の短縮又は延長					
貸付期間の短縮又は延長の理由					
貸付料の納入方法(いずれかに○)		年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(エ)のいずれかに○) 実施要領第3の4の(2)のウの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。					

貸付施設等の名称					合計
本体(取得)価額(円単位)		円	円	円	円
消費税等(円単位)		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者名					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分(いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所(車両の保管場所)					
車両ナンバー登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	
貸付期間の短縮又は延長					
貸付料の納入方法(いずれかに○)		年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請(低減料率適用可能な場合、(ア)～(エ)のいずれかに○) 実施要領第3の4の(2)のウの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)に定める要件に該当するので、基準料率より低減した附加貸付料率の低減をお願いします。					

【添付書類】 [略]

【添付書類】 [略]

改正後

別紙4号

貸付申請者の経営状況等及び貸付新線施設等（食肉リース）

1. [略]

2. 貸付施設等

貸付施設等の名称					合計
本体(取得)価額(円単位)		円	円	円	円
消費税等(円単位)		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者名					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分 (いずれか○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年 (中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両ナンバー登録の有無 (いずれか○)	有・無	有・無	有・無	有・無	
貸付期間の短縮又は延長					
貸付期間の短縮又は延長の理由					
貸付料の納入方法 (いずれか○)		年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請 有・無 (いずれか○)					

【添付書類】 [略]

別紙様式の2の1～別紙様式の2の2の(2) [略]

現行

別紙4号

貸付申請者の経営状況等及び貸付新線施設等（食肉リース）

1. [略]

2. 貸付施設等

貸付施設等の名称					合計
本体(取得)価額(円単位)		円	円	円	円
消費税等(円単位)		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者名					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分 (いずれか○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年 (中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両ナンバー登録の有無 (いずれか○)	有・無	有・無	有・無	有・無	
貸付期間の短縮又は延長					
貸付期間の短縮又は延長の理由					
貸付料の納入方法 (いずれか○)		年1回払い		年4回払い	
附加貸付料低減の申請 有・無 (いずれか○)					

【添付書類】 [略]

別紙様式の2の1～別紙様式の2の2の(2) [略]

附 則（令和2年4月10日2農畜機第155号承認）

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。